

実務展望

こんぱう

一般社団法人 東京都溶接協会
 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
 株式会社 三浦事務所
 発行所・東京都江東区大島三丁目1番11号
 産学協同センター
 電話 03-3685-5700(代表)
 編集発行人 三浦繁夫 © 2011
 毎月1回1日発行 定価100円・元共



<松本城> 長野県松本市

編集部撮影

文禄(1593~1594)時代に建てられた五重六階の天守閣は、城の中では日本最古です。四百余年の風雪に耐え、戦国時代そのままの天守が保存され、天守群は国宝に指定されています。

また、松本城と呼ばれる以前は深志城(ふかしじょう)といい、黒塗り外觀から別名烏城(からすじょう)とも呼ばれています。
 (カラー版は <http://www.miura21.co.jp> でご覧いただけます)

暑中お見舞い申し上げます 平成23年盛夏

一般社団法人 東京都溶接協会

会長 横田文雄

専務理事 三浦繁夫

株式会社 三浦事務所

取締役社長 三浦繁夫

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

会長 唐沢正義

専務理事 荒川輝雄

常務理事 佐藤隆三

厚生労働省通達に見る、実務上の取扱いについての見解

法令だけでは判断できない事例について、厚生労働省が示している見解(通達)をご紹介いたします。

◆事例◆

夫婦ともに被保険者である家庭で、これまで3人の子供と、夫の両親(同居)が夫の被扶養者であったが、3人の子供を夫の扶養から妻の扶養にすることを希望。

★通達★

扶養者にするかについて、年間収入の多少を認定に当たつての判断材料として、家計の実態、社会通念等を総合的に勘案して行うことと通知(以下「夫婦共同扶養取扱い通知」)されています。

また、家計とは、一家の生計を維持するために行われる家政経済の経営及びその秩序であると定義され、家庭経済の単位であり、日常の消費生活単位であるとされています。

本事例については、同居する被扶養者を夫婦が共同で扶養しているならば、夫婦として一つの家計を維持していることとなり、一つの家計の単位で家族の生計を主として維持する者を決定すべきであることから、夫婦共同扶養取扱い通知により、被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、原則夫婦いずれか一方を家族の生計を主として維持する者として取り扱うこととなります。したがって、それぞれの被扶養者が夫婦いずれか一方の収入で生活を営み、明らかにその生計の基礎をいずれか一方に置いていると認められる場合を除き、夫妻双方に分けて被扶養者を認定することはできません。

◆事例◆

事業所から自家用車で作業現場に赴く際のガソリン代を実費支給しているが、今後、通勤手当の支給に代えて、ガソリン代1Kmあたりの定額を定め、通勤・出張分を合わせて支給する方法に変更をする予定である。出張に係るキロ数は従業員から報告を求めるが、自宅から直行する場合もあり、この場合は自宅から出張先までの距離を報告。通勤手当分と出張旅費分は個別に計算することは可能だが、給料明細には支給合計のガソリン代のみ計上される。この場合のガソリン代は報酬としてどのように取り扱うべきか。

★通達★

ガソリン代については、目的に区分がない場合や明確に区分されていない場合は、通常の生計に充てられているものとして、「報酬」として取扱います。ただし、給与明細上、通勤手当分と出張旅費分が明確に区分できるのであれば、出張旅費分を差し引いた金額のみを報酬に含めることは可能。

◆事例◆

短時間就労者の適用について

今後正社員と同じ仕事内容のパートタイマーを雇う予定。正社員の就業日数は年間271日、(1ヶ月平均22.5日)1日7.5時間勤務で隔週土曜日出勤、週平均にして39時間の所定労働時間となる。パートタイマーの1日の勤務時間は正社員と同じ7.5時間だが、出勤日数は月により変動し4分の3を前後する日数になる見込み。年間を通じての月平均出勤日数で比較して、4分の3未満であれば、適用除外となるのか。平均での比較が無理ならば、年間どの程度の月数が4分の3以上であれば適用となるのか。

★通達★

1日の就業時間が正社員と同じこと、また4分の3を前

後する日数になると見込まれていることから、おおむね4分の3に該当すると解し、被保険者として判断します。

◆事例◆

季節的業務に使用される者にかかる適用除外について

スキー場において11月中旬から翌年3月10日までの雇用契約期間を定めて4ヶ月以内で雇用される適用除外の従業員が、3月11日以降も雪の状態により引き続き雇用された場合、被保険者となるのか。また被保険者となる場合の取得日はいつになるのか。

雇用契約は4ヶ月以内。スキー場の営業は雪の状態により5月まで延長することもあり得るため、雇用契約を延長して対応することを検討。

事業自体は4ヶ月を超えることがあり得る場合でも、雇い入れ時の契約期間が4ヶ月以内であれば適用除外にできるのか否か。

★通達★

季節的業務に使用される者は、一般的には被保険者の範囲から除外されますが、その者が当初から4ヶ月を超える予定で使用されるような場合には、その当初から被保険者となります。しかし、たまたま4ヶ月を超えて引き続き使用された場合は、季節的業務に使用されている限りは被保険者から除外されます。

したがって、季節的業務に使用される者の被保険者としての適用については、季節的業務自体の期間が4ヶ月を超えていることを被保険者の適用について左右する要件とするではなく、あくまでも使用期間が当初から4ヶ月を超える予定なのか否かにより判断することとなります。

ただし季節的業務であっても、適用免れを目的とした雇用契約期間の設定であれば、過去の雇用・事業実態等の事実確認により、当初から4ヶ月を超えて使用されることが明確になった場合には、使用されることとなった当初から被保険者として扱われることとなります。また、労働契約法においては、有期労働契約により労働者を使用する目的に応じて適切に契約期間を設定するよう、使用者は配慮しなければならないことを規定し、使用者が有期労働契約により労働者を使用する目的に照らして必要以上に短い契約期間を設定し、その契約を反復して更新しないよう使用者は配慮しなければならないことを明らかにしています。

◆事例◆

会社合併に伴う扶養異動届添付書類について

適用事業所の吸収合併に伴い、従業員を存続事業所に移管するための取得届、及び扶養異動届の提出を予定しています。その際、移管先事業所より、「扶養実態の変更が無い場合、扶養異動届の添付書類を省略したい」との要請がありました。本件では、通常通り添付書類をすべて求めるべきか、または一部に関しては省略が可能かどうかご教授願います。

★通達★

合併に伴って資格取得届、被扶養者異動届の提出を要する場合であり、改めて被扶養者の認定を行うことから、原則通り添付書類を求める取扱いとする。

講習予定表

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
URL:<http://www.bcsa.or.jp>

※ 上段は学科 下段は実技

講習名	事務所	8月	9月	10月	講習名	事務所	8月	9月	10月
玉掛け技能講習	東京	4 20	5 18	6 12 23	フォークリフト運転技能講習	東京	2 6 7 21	1 3 4 11	3 8 9 16
	千葉		14 18	15		千葉	11 13 14 15	5 9 15 16	6
	埼玉	3 7	4 10	7 8		埼玉		14 17 24 25	20 22 29 30
	神奈川		1 4	2		神奈川			13 14 15 16 22 23
	茨城		15 18	16		茨城			14 16 23 30
	栃木	2 4	3 9	7 6		栃木	9 10 11 20 21 27	2 13 14 15 16	7 8 9 10 19 20 21
	甲信	4 7	5 4	1 2		甲信			
				6 7					
				9					
小型移動式クレーン運転技能講習	東京	8 28	9		床上操作式クレーン運転技能講習	東京		13 18	14 25
	千葉		21 25	22		千葉	24 28		12 13 16
	埼玉			12 15		埼玉	24 27	28 29	10/1
	神奈川		7 11	8		神奈川		28 29	10/2
	茨城		1 4	2		茨城	25 28		
	栃木	25 28	26			栃木		27 28	25 26
	甲信		15 17	16		甲信	18 21		20 21 23
				9					

★他の講習も実施しています。詳細については、各事務所にお問い合わせください。

ボイラ・クレーン安全協会	〒136-0071	江東区亀戸6-41-20 機缶健保会館2階	TEL 03-3685-2141 FAX 03-3685-2189	神奈川事務所	〒231-0007	横浜市中区弁天通4-59 横浜弁天通第一生命ビル3階	TEL 045-662-2860 FAX 045-662-8768
東京事務所	〒136-0071	江東区亀戸1-28-6 タニビル5階	TEL 03-3685-5222 FAX 03-3685-5746	茨城事務所	〒300-0875	土浦市中荒川沖町2-6 ツインビル3階	TEL 029-843-0740 FAX 029-841-1968
千葉事務所	〒260-0028	千葉市中央区新町18-10 千葉第一生命ビル2階	TEL 043-247-5532 FAX 043-247-5576	栃木事務所	〒322-0016	鹿沼市流通センター46番地	TEL 0289-72-1717 FAX 0289-76-6090
埼玉事務所	〒330-0801	さいたま市大宮区土手町1-2 JA共済埼玉ビル6階	TEL 048-643-1543 FAX 048-643-1524	甲信事務所	〒400-0212	山梨県南アルプス市 下今諏訪610番9	TEL 055-287-9511 FAX 055-287-9512

学科 九時～午後五時、九日 一、日時・会場 アーチ溶接作業 従事者特別教育	<申込先> 一般社団法人 東京都溶接協会 東京都江東区大島3-1-11 産学協同センター内 TEL 03-3685-5448 FAX 03-3682-4902	講習会場が耐震補強工事のため、募集をしておりません。 ご不便をおかけして申し訳ありません。(工事終了後再開します)	力ス溶接技能講習	東京都溶接協会の(試験会場)工事の進捗状況により募集を再開予定。	J-S溶接評価試験	J-S溶接評価試験
				。十月十六日(日) 城東職業能力開発センター 。十一月十二日(火) 城東職業能力開発センター	。十月十五日(土) 城東職業能力開発センター 。十一月十一日(水) 東京佃祭(～8日)	
二、日時・会場	二、受講料	学科Ⅱ会員 一般	実技Ⅱ会員 一般	学科Ⅰ会員 一般	実技Ⅰ会員 一般	二、受講料
十二月十三日(火)午前九時～午後五時、江東区大島三十一～十一、産学協同センター	一般 会員 同センター	九 〇〇〇円	九 〇〇〇円	九 〇〇〇円	九 〇〇〇円	九 〇〇〇円

※行事・祭は変更になる場合があります。事前に確認下さい。	26日	25日	23日	20日	16日	15日	12日	9日	8日	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日	▽水の日	
	▽東京電力天神祭 (27日幕張メッセ)	▽処暑	▽JAPAN DIY HOME CENTER SHOW 2011	▽鎌倉市鎌倉宮祭 千葉だらだ祭(～22日)	▽京都・箱根大文字 奈良春日大社万灯籠 東京富岡八幡宮祭	▽高知よさこい祭(～12日)	▽長崎原爆の日 京都清水寺千日詣り 徳島阿波踊り(～15日)	▽鼻の日 仙台七夕(～8日)	▽広島平和記念日 東京佃祭(～8日)	▽立秋 東京佃祭(～8日)	▽長崎原爆の日 京都清水寺千日詣り 徳島阿波踊り(～15日)	▽京都花燈祭(～7日)	▽京都北野天満宮例祭 山形花燈祭(～7日)	▽京都北野天満宮例祭 山形花燈祭(～7日)	▽青森ねぶた祭(～7日)	▽八戸三社祭	大宮氷川神社祭	(水)午前九時～午後○時 江東区大島三十一～十一、 産学協同センター
	▽富士吉田火祭																十時～午後五時、十一月 十日(木)午前九時～午後五時、会場は学科講習 会場と同じ。	

八月

(葉月)

